

審議（会議）結果

審議会名称 第15期第1回神奈川県生涯学習審議会

開催日時 令和3年5月14日（金）9時30分～12時00分

開催場所 かながわ県民センター 301会議室

出席者【会長・副会長等】

青木信二（公募委員）

大田裕多佳（神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

大橋昌行（神奈川県経営者協会人材活性化委員）

小川百合子（神奈川県立公立小学校長会副会長）

小野晴子（公募委員）

上村和彦（愛川町教育委員会生涯学習課長）

木下敬之（神奈川県公民館連絡協議会会長）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

小森素好（神奈川県PTA協議会副会長）

鈴木紀子（日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

宮坂賀則（神奈川県公立中学校長会書記）

山田信江（神奈川県社会教育委員連絡協議会理事）

※五十音順

次回開催予定 令和3年8～9月頃

所属名、担当者名 生涯学習課 奥寺、鈴木、石田

掲載形式 議事録

議事概要とした理由 ー

審議（会議）経過

1 開会＜事務局＞

2 あいさつ＜生涯学習部長＞

（傍聴者確認）

3 議題

○事務局（進行）

本審議会では通常会長が会議を進行することとなっておりますが、本日はまだ会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、引き続き事務局が代行させていただきます。議題に入る前に傍聴者の確認をさせていただきます。先ほど御説明したとおり、本会議は原則公開

となっております。傍聴者はいますか。

#### ○事務局

いらっしやいません。

#### ○事務局（進行）

本日の傍聴を希望している方はいらっしやらないので、このまま議事に入りたいと思います。  
それではまず、本審議会の概要について、事務局から説明します。

#### ○事務局

資料1に基づき、生涯学習審議会の概要について御説明いたします。

生涯学習審議会は、1ページの神奈川県生涯学習審議会条例第1条にございますとおり、平成2年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき、平成4年に設置され、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき、教育委員会または知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、または意見を建議することを目的としております。

任期は2年間で、今期は、令和2年11月10日から令和4年11月9日まででございます。

次に会長、副会長についてですが、生涯学習審議会条例第4条により、審議会には、会長及び副会長各1人を、議員の互選によって決めることになっておりますので、この後、お決めいただきます。

#### （1）会長、副会長の選出について

#### ○事務局（進行）

それでは議題（1）第15期生涯学習審議会会長、副会長の選出に入らせていただきます。

会長、副会長につきましては、委員の皆様のご互選で選出されることとなっております。会長には、これから円滑に審議を進め、最後に答申をとりまとめでいただくこととなります。

どなたか会長に、立候補または御推薦いただければと存じますがいかがでございましょうか。

いらっしやらないようでございますので、第15期の審議につきましては、第14期からの審議を引き続き行うということもでございますので、事務局から御提案ということで、前期の会長でいらっしやいました青山学院大学教授の鈴木眞理委員を御推薦させていただきたいと思っております。皆様いかがでございましょうか。

<「異議なし」の声>

#### ○事務局（進行）

それでは鈴木眞理委員に、第15期生涯学習審議会会長をお願いしたいと存じます。

それではここからの進行を鈴木会長に、お願いをいたします。

#### ○鈴木会長

鈴木眞理と申します。前期からの引き続きの方々にはまたよろしく申し上げます。

いろいろな形で大学等もオンラインで授業を行っています。私は青山学院の相模原のキャンパスにいます。青山学院は渋谷キャンパスではオンラインですべてやる。相模原キャンパスでは、すべて対面でやるということになっておりますが、やはり、対面でやる意味は大きいと思えます。社会教育はそういうものである、或いは教育全体がそうであると思えます。審議もそのような前提で、考える必要があるでしょう。オンラインでの実践については、そんなに考えなくていいのではないかと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

副会長を選出する手順になっております。前期に副会長をお願いしていました小池委員に、またお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

## ○小池副会長

聖学院大学の小池と申します。私の勤め先は埼玉県上尾市にあります。この4月から全面的に対面での授業実施についてお触れができました。先生方の都合、体調といった様々な要素がある方たちは、オンラインも続けるということです。私は鈴木先生のおられる青山学院でも、非常勤講師を去年もやっていますが、オンラインで授業を実施ということで、なんと、ユーチューバーになりました。自分が授業をするのをYouTubeにアップロードする。限定公開ではありますが、ユーチューバーになると思っていませんでした。

新しい世界で何かを生み出すというのは、やはり非常に困難であります。その中で感じたことは、何をすればいいか。何が助けとなるか、正確な情報をいただける、そして専門的な技術や、専門的なことを知っているスタッフが親切に教えてくれる、そして、あとは苦労を共にしている同じく体験している仲間と知り合える、これがすごく大切であると教えていただきました。今回の答申、諮問、家庭教育支援のあり方においても、通じることがあるのではないかなと思いつながらここにきた次第です。引き続きということになります、どうぞよろしくお願いいたします。

### (2) 第15期生涯学習審議会諮問事項

#### ○鈴木会長

第15期の第1回目ということですので、今後どのような形で進めていくか、そして前期の、中間的な取りまとめの達成までのことを勘案しまして、その続きということですが、どのような形でまとめていくかを、フリーディスカッションで議論していきたいと思っております。

では改めて、第15期の生涯学習審議会の諮問事項「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」について審議をしたいと思っております。

事務局から、諮問内容、諮問内容である家庭教育支援についての県の取り組みについて、前期までの審議会の審議内容の3点について、説明をお願いします。

#### ◆諮問内容について

#### ○事務局

第15期神奈川県生涯学習審議会の諮問事項「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」説明させていただきたいと思っております。諮問理由に添って御説明します。

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つであり、教育基本法や社会教育法の改正等により、家庭教育や家庭教育支援に関する内容が、順次、充実されてきました。本県でも、第9期の生涯学習審議会において、家庭教育支援をテーマとして取り上げ、行政に期待される家庭教育支援の基本的な視点等を御提言いただきました。その後、国庫補助事業の拡大や、全国でのスクールソーシャルワーカーの活用の進展、他県における家庭教育支援条例の設定等、家庭教育支援を取り巻く状況が大きく変化しております。こうした中、国では家庭教育支援の基本的な方向性として、親の育ちを応援する、家庭のネットワークを広げる、支援のネットワークを広げる、この三つを示しており、その具体的な方策として、家庭教育支援チームの組織化を、現在推進しているところです。

本県につきましては、本県教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」において、子育て家庭教育の支援、これを重点的な取り組みの一つとして位置付けており、平成30年度からは、国庫補助事業を活用して、市町村が行う家庭教育支援事業に対する支援を行っているところです。

しかしながら、国の調査によれば、子育てに悩みや不安を抱えながら相談できる人が身近にいない保護者の割合が依然として高い状況にある一方で、文部科学省が登録を進めております家庭教育支援チームが、県内では4チームに留まっている状況等、具体的には、家庭教育を支える仕

組みづくりや支援に対する理解が深まっているとは言えない状況にあります。

こうしたことから、国の示す家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理して、併せて、県及び市町村に求められる役割や、家庭教育支援チーム等の地域が家庭を支える仕組み等について御審議いただきたいと考えております。

#### ◆神奈川県家庭教育支援について

##### ○事務局

資料3により家庭教育支援に関する本県の状況等について、概略を御説明いたします。まず、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の重点的な取り組みの一つとして、家庭教育支援を位置付けております。特に、集中的、横断的に進めていく必要のある重点的な取り組みの4番目として、子育て家庭教育への支援が掲げられています。ここでは、社会全体で支えるような子育て家庭教育を支援するとし、放課後子ども教室や企業との協力による機運の醸成を進めることとしています。

こうした県が行っている具体的な施策を、資料3-2にまとめました。まず第1に、家庭教育推進事業では、「家庭教育ハンドブックすこやか」や「家族で一緒に考える夏休み」といった家庭教育学習資料の作成を通じて、情報提供や啓発を行っております。第2に、家庭教育協力事業者連携事業。こちらは教育委員会と事業者が協定を締結し、事業者が保護者である従業員に対して、家庭教育支援に関する取り組み、例えば子ども職場見学会等を行うなどして、連携協力し、家庭の教育力の向上を図るよう努めております。

また、第3の子ども参観日につきましては、毎年職場に子どもを招くという取り組みを実施しております。なお、令和2年度に関しては新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、中止となっており、今年度に関しても現在調整中というところです。

第4の家庭教育支援総合推進事業では、国庫補助金を活用して、市町村が実施する家庭教育支援事業に対して補助を行い、県域での家庭教育支援事業の推進を図っております。

その他、家庭教育支援関連で行われている、文部科学大臣表彰としては、早寝早起きの活動に対するもの、家庭教育支援チームの活動に対するもの、この2つが行われております。こちらは2年に1回それぞれ行われ、本年度は、家庭教育支援チームの推薦について、現在市町村へ募集をかけているところです。推薦団体の選考等も行っております。

また、家庭教育支援に関する国の状況に関しましては、資料3-3にまとめましたので、こちらは参考までに、御覧ください。

#### ◆第14期までの神奈川県生涯学習審議会の審議概要について

##### ○事務局

これまでの審議の概要につきまして資料4「第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理」をもとに説明をいたします。

第14期神奈川県生涯学習審議会は、平成30年11月9日から令和2年11月9日の任期において、書面開催を含めまして、全6回の審議会を開催いたしました。第1回から第5回までの各回の審議内容につきましては、資料4別紙2にまとめてございます。

第14期の審議会では、家庭教育支援のあり方を議論し、3つの論点として整理をいたしました。

第1に、支援が十分に届いていないという論点です。支援の手が繋がりにくい、つなげることができない家庭があるということ、必要な情報が必要な時に必要な人に適切かつ十分につながっていないということとに、意見を大別しました。またその支援の対象をどう考えるのか、支援

の目的、活動内容について考える必要があるとしました。

第2に、支援体制を作る上での課題について、既存の仕組みや取り組みが十分に機能していないこと、また、地域は様々な社会課題への対応の担い手として期待されており、負担が大きくなっているという課題が提示され、支援の拠点としての場所、支援の担い手としての組織について考える必要があるとしました。

第3に、行政、地域、学校、それぞれの役割についての論点です。先ほど述べました二つの論点をふまえて、行政、地域、学校が担うべき役割、また福祉部局の方の連携について考える必要があるとしました。これらの論点を整理するにあたっては、様々な意見が出され、今後さらに議論を深めていく必要があるとしています。

参考資料として、「市町村における『家庭教育支援』、『子育て支援』取組状況調査結果」についてお配りしております。令和元年10月に、県内33市町村の家庭教育主管課、子育て支援主管課を対象に実施しました。家庭教育支援について29自治体から、子育て支援については16自治体から回答があったものです。家庭教育支援の多くは、学習機会の提供についての事業を実施しており、子育て支援については場の提供、相談事業が多かったという結果になっております。

こちらの調査結果について、各市町村の事業を、整理したものが参考資料の別紙2です。前回お配りしたのは、実施場所の記載がないものです。第14期第5回の審議会の意見を反映し、各事業の実施場所を表として追加しております。裏面にアルファベットでどこの場所かを表で示し、それぞれの事業に実施した場所をアルファベットで追記しております。

#### ◆答申の方向性（案）について

##### ○鈴木会長

これまでの審議内容について確認していただきました。

今期の審議会をどうしていくかということ、事務局中心にお考えいただいておりますので、それについて、説明をお願いします

##### ○事務局

資料5「第15期生涯学習審議会答申の方向性（案）」を御覧ください。基本的には第14期の審議をまとめた形になっております。

「諮問」には「国が示している家庭教育の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援とのかわりを整理し、あわせて県及び市町村に求められる役割や、家庭教育支援チームをはじめとする地域が家庭を支える資料等々について審議する」としております。

まず「1 『家庭教育』を取り巻く課題（社会的な課題）」を考えたいと思います。家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少等社会構造の変化により、家庭教育が困難な社会となっており、子育て家庭に対して理解と共感を持ちにくい社会となっています。

「課題A」として、「家庭教育が困難な社会」を挙げています。労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもと触れ合う時間がとりくい。神奈川県は総労働時間は、138.5時間（「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告（平成30年）」より）と、近年減少傾向にはあり、他県と比較して特に長い傾向はみられなかったのですが、女性の所定外労働時間（厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」より）は、平成28年度は全国第1位で10時間と全国と比較して高い水準であり、比較的長い傾向となっています。また、通勤時間も平成28年度のデータですが、全国1位となっております。こちらは「厚生労働省の賃金構造基本統計調査」からの出典となります。

地域のつながり、地縁が弱まっている傾向の中、身近に子育てのモデルがない。文部科学省の「平成28年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究」では、平成20年と28年を比較すると平

日、休日ともに、1日に子どもと触れ合う時間が少なくなる傾向があります。また労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもと触れ合う時間が短くなる傾向も見られるとなっています。

家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験を持ったことがない人が増えていると推測されます。こちらは神奈川県1世帯あたりの人員が2.26人で全国第40位となっています。こちらの出典は国勢調査で、5年前からは0.07人、10年前から0.17人減少しているとなっています。

次に「課題B」として、「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」を挙げています。

家族が小規模化し、自分の子どもをもつまで、子どもに接する経験をもったことがない人が増えている、「課題A」と同じ内容になりますが、こちら共感が得にくい社会の要因と考えられます。

未婚化の進行や子どもを持たない世帯の増加により、子育て経験を持たない人が増えていると推測されます。子ども人口や、子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっている。こういったものを「少子化対策白書」、「出生動向基本調査」、「国民生活基礎調査」、ランキング等を参考にデータをあげるという形で、課題を提起したいと思っております。

続いて「2 家庭教育支援をとりまく課題（施策としての課題）」です。

家庭教育を取り巻く社会的な課題として、「家庭教育が困難な社会（A）」、「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会（B）」の2点を指摘しました。家庭教育が困難な社会については、文部科学省の現在の施策につながる報告書『つながりが創る豊かな家庭教育』において、すでに指摘されているところではあります。この報告書で、この課題に対する基本的な方向性として、「①親の育ちを応援する、②家庭のネットワークを広げる、③支援のネットワークを広げる」の3点を示し、家庭教育支援チーム型の支援を始めとした、地域の多様な主体や、地域住民による取り組みを期待しています。

しかしながら、本県においては、PTAと連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援の多くは、多くの自治体で行われていますが、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育てを支える取り組みはまだ十分に行われるとはいえない状況です。この背景には、人々の子育てへの理解や共感の不足が考えられます。子育て世帯以外も含めた地域社会すべての人々が子育てに関心を持ち、理解や共感を共有することが必要になります。すなわち課題Aに対応するために、その前提としてまず「課題B」の「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」の対応が求められるとしています。このことは、家庭教育支援に限らず、何らかの困難や生きにくさを抱えた人たちの支援を考える上で共通するものと思われれます。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴で、学びを通じて、他者への理解や評価を含むことは、まさに社会教育の役割であると言えます。こちらは中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」からの出典です。

このことから、本答申では、「課題B」の「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」への対応に重点を置いて考えたいとしています。なお、家庭教育は自立するまでの子どもを持つ家庭において行われると考えられることから、家庭教育支援は、乳幼児から18歳までの子どもを持つ家庭がその対象になると考えられます。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取り組みは、まず母親が見える身近な地域コミュニティーで行われることが有効であると考えられます。このことから、身近な地域が生活の基本となる義務教育期までの子どもを持つ世帯を家庭教育支援の対象の中心として、考えたいと思います。

そこで「課題1」として「小学校就学を境に、支援策が手薄になっている」ということがあります。家庭教育支援事業では、学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学校までの保護者が中心となっています。一方で、保護者同士の交流の場の提供や、相談事業は少ない状態です。こちらは「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」を参照したものです。子ども・子育て支援関連の事業では、子ども・子育て新制度（2015年～）の「地域子ども・子育て支援事業」で法定事業となった「利用者支援制度」および「地域子育て支援拠点事業」により、就学前の保護者への支援は、制度としてある程度整っております。このため、自治体によって取り組み状況に差はありますが、保護者同士の交流や居場所の提供、相談事業が実施されています。しかし就学後は支援体制を構築する制度がありません。

「利用者支援事業」は子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業です。対象者は、小学校就学前の子育て家庭を基本として、地域の実情に応じて、柔軟に運用することがガイドラインに定められています。「地域子育て支援拠点事業」は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。対象は、概ね3歳未満の児童及びその保護者と「地域子育て拠点事業実施要綱」に定められております。

以上のことから、小学校就学後の保護者を対象にした交流の場や提供や相談事業が手薄になっていると考えられます。「主な実施事業の分布イメージ」としては、「学習機会の提供」については就学前、義務教育期両方に、実施されているのですが、「相談」「交流の場の提供」については、義務教育期が手薄になっているとあります。

続きまして、「課題2」として「行政主導で、新たに『家庭教育支援チーム』を組織することはハードルが高い」ことがわかりました。審議会のこれまでの議論で、地域にはすでに様々な役割が担われ、負担が大きくなっているとの指摘があります。また市町村における家庭教育支援、子育て支援の取組状況調査では、チームの組織化を検討しているのは、2自治体とどまるとともに、チーム組織化の課題について、総合的な視点で施策を見るのはどこの部署かという担当部署の問題、子育て支援部署等との住み分けの問題、既存の類似施設、施策との整理、担い手不足や、チームの継続困難への懸念等様々な課題が指摘され、いずれの自治体でも、新たにチームを組織することへのハードルの高さを感じていることがわかりました。これらが施策としての課題です。

次に「3 『家庭教育支援』の目的、支援対象、取組の方向性」についてです。

まず「目的」です。こちらは、保護者が安心して子育てできるよう、保護者が必要な情報を入力しやすくするとともに、子育て機能を保護者だけに担わせず、保護者が肩の荷を降ろせる環境を整えるとともに、子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯に接する機会を設ける等、子育てへの理解や共感を涵養することで、子育て世代に優しい社会を目指すことを目的と考えます。

次に、「範囲」です。こちらは事例取材や市町村への調査を通じ、「子育て支援」と「家庭教育支援」の基本的な考え方には共通する部分があり、これらを明確に区分することは困難であることがわかりました。しかしながら、具体的な施策として、「子育て支援」は、もっぱら就学前の子ども及びその保護者が支援の対象とされており、「課題1」として指摘した状況があると考えられます。そこで、家庭教育支援の対象範囲は、義務教育期の子どもをもつ保護者とし、子育て支援と家庭教育支援の施策を接続することによって、切れ目ない支援を講じる、と範囲を考えます。

「方向性」としては、これまでの「学習機会の提供」の取組に加えて、学齢期の保護者を対象とした交流の場や居場所、広場の提供、相談対応を行う。またそこに子育て世代以外の人々も関わることができる工夫も望まれます。その際、拠点や支援の担い手は地域の実情に応じて、基礎自治体において検討します。答申では、具体的事例を示す方向で考えております。担い手は、チーム等を新たに立ち上げることも考えてはおりますが、「課題2」で地域には様々な面で役割が担わされているというところを踏まえ、子育てサークルや既存の資源を活用することも検討したいと思っております。

最後に「県の役割」です。子育て支援における利用者支援事業では、支援員は、都道府県または市町村が実施する「子育て支援員研修」を受けることが求められています。義務教育期の保護者を対象にした場合も、一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県は担い手となる人材育成のため、研修機会を提供します。また、子育て当事者やその周辺の地域住民に向けた情報提供に努めます。合わせて、市町村の関係職員に向けて、先進事例の紹介等の情報提供も、研修の機会等を通じて引き続き行うとしています。

構成案としては、まず、本編には「はじめに」で、「この答申に対しての経緯を述べ、第1章では、社会的な課題について、第2章では、家庭教育を取り巻く状況と課題、施策としての課題について述べます。また、委員の皆様から取材に行っていたいただいた報告や、考え方等を掲載するコラムをはさみ、第3章で、目的と取り組みの方向性について提言を作成、事例を幾つかあげるといった形の構成を案としてまとめました。資料としては、参考資料としてお配りいたしました「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」、諮問文、委員名簿、開催状況を付けるという構成で、答申の案として、事務局からは提案いたします。

#### ○鈴木会長

資料を中心にこれまでの審議会の議論を取り入れながら、こんな形で答申をまとめたらいいのではないかと、事務局側から検討した上での提案と受けとめればいいのだろうと思っております。

感想を述べさせていただきます。いろいろな県がいろいろな取組を行っていますが、明らかに事務局の案とおりの状況ではないかと思っております。それはそれで、あっていいことだと思います。県の行政の施策が、今後どう進むかを調整していくわけですから。我々のここを出した提案がどの程度を反映されるであろうか、どのような意味を持つものであろうかということも考えて、事務局の御意見を伺った上で、適切な提案を出していくという方向が求められると思っております。

ただ、それだけではもったいないので、様々な御意見、御経験をお持ちの委員の方々がいらっしゃるわけですから、委員の色を出していくことも、また必要なことだろうと思っております。方向は方向として、その中でどのような味を、今期の審議会を出していくかということを考えていただくといいだろうと思っております。

大きく課題A、課題Bと、分けていただいておりますが、これはすでに出てきている議論です。その中で、全体としては、その課題Bの方へ少し傾斜しながら話を作っていくのはどうだろうかということだったと思っております。課題Aの方については、様々なデータの傍証で「前振り」という表現は適切ではないかもしれませんが、そのような位置付けをして、具体的に子育て家庭の理解や共感を持ちにくい社会、それをどうしていくのかという視点で考えていったらどうだろうかというこれまでの議論がありました。

口火を切っていただけの方いらっしゃいますでしょうか。青木委員には事例取材のことでいろいろお世話になっておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○青木委員

青木でございます。前回の12月に発表して以来、話が途切れてしまいましたが、世田谷区の調



査で、私が一番感じたのは家庭教育支援と子育て支援は違うということでした。その点についてこの答申の案には、年齢、義務教育の期間と就学前の期間で、こういう感じがあるということをもとめていただいて、よく理解できると思います。

資料5の冒頭の「諮問」にありますように、「地域が家庭を支える仕組み」づくりが、大きな論点だと思いますので、そのところを考えていきたいと思っております。私は地域社会が家庭を支える仕組みを考える中で、社会的支援を行うことが社会教育の役割ではないかといつも思っております。

だから、普段から、この課題Bにありますように、子育ての家庭への理解、共感が持ちにくい社会になっているので、それを何とか解決する施策を作るということが、大切ではないかなと思っております。その方法としては、地域で地域の子どもを育てる、機運を根付かせることが大切だと、いつも私は思っています。そういう地域づくりが社会教育として大切ではないか。地域づくりするためにはつながりづくりや、人づくりもしないといけないと。そういう施策をうまく実施していくことが、家庭教育支援につながるのではないかなと思っております。

本当に困っている人たちの具体的な施策、これを個別的支援と言っているのですけれども、個別的支援に関しては、これはプロでないとできないことですよ。地域社会でこれを取り上げるのはなかなか難しい。でも、その基本や、底辺になる、地域の皆がともに支え合うという、機運を作ることは社会教育でできると思いますので、そういう施策を目指す方がいいのではないかなと思っております。やはり、家庭教育支援の条例をまず作って、みんなで、家庭、子育ての家庭を理解し、育てると。みんなで育てるという発想を生み出すことが大切なのではないかなと思っております。

教育ビジョンの中に、「ファミリー・コミュニケーション運動」と記載がありますが、これもなかなか面白いことだなと思っております。親子の対話の少なさについては、現実そのとおりですし、これを地域の中に入って行って、いろいろな活動、家庭ではできない活動を通して、親子間の会話もできてくるだろうし、そのようなことを促す活動を地域で考えて実施すれば、いろいろなことができるのではないかなと思っております。そのような地域を作ることが大切ではないかなと思っております。もう一つは、今やっていますコミュニティスクールの関わりで、地域の学校に関わって、いろいろな子どもと関わるということ、促すことも一つの大きな家庭教育支援の側面から、支える地域づくりにはなるのではないかなと思っております。勤め先である森の里公民館では一生懸命それに取り組んでおります。

前も発表しましたが、実は厚木で家庭教育支援事業を起こしたのですけれども、その次のステップは、やはりコミュニティスクールでした。また、地域の大人が地域の子どもに関わるような施策をやっていく。それによって、大人が地域の子どもたちを理解していくのではないかと。そういう運動を底辺から広げていくことが一番重要だと思っております。

もちろん、本当に困っている人を個別的に助けることはとても大切なことだし、それは福祉の問題等も含めトータル的に、文科省が推進する家庭教育支援チームを組んでいかないとできないことだろうけども、このチームづくりは、やはり地域では手が出ないと私は思っております。以上です。

#### ○小森委員

今御指名いただきました神奈川県PTA協議会からきております、小森と申します。どうぞよろしくお願いたします。今、青木委員がおっしゃるように、漠然とした課題ととらえるのもありますが、子育て家庭への理解、共感をもちにくい社会、これを逆にいいますと、興味や共感を持っていただくための環境を作っていないと、当然共感をもっていただけません。

社会環境、家庭教育を通じて、子どもたちに対して、地域の大人がいったい何をできるのかということ、我々も常に、PTAとしては考えているところです。教育を離れても、楽しく子どもたちが興味を持ってもらえることに対して、まず、大人がいろいろな施策をもって、集まって協議をするわけですが、具体的な第一歩が踏み出せずに、会議で終わってしまうなど、なかなか本当に深いところまではいっていけないのが事実です。

一例を申し上げます。コミュニティスクールが各市で次々と始まっておりますが、まず我々第一の目標として、市内から市外、当然、地域環境の子どもは地域格差もあるのですけれども、それをまず進めていくということで、PTA協議会では、そこを重点目標として、今進めているところです。家庭教育支援につながっていくような第一歩で、我々ができる最大の活動だと思って着々と準備をしているところであります。

また、前任の委員の足立原とはこういった話が、このような状況でできていないのですけれども、14期の議論も踏まえて、PTAの協議会でも、これからもずっと話を続けていきたいと思っております。以上です。

#### ○小川委員

よろしくお願いたします。小学校での体験ということで、お話しさせていただきたいのですが、やはり子どもたちを見ていて、子どもたちが健全に育成されるためには、家庭教育はとても大事ななと思っています。

今、実際に、子どもたちを見ていて、困っている御家庭の中で、子どもが、学校に来てくれる子、学校に来られない子とがいます。そして、学校に来ている子に関しては、学校の方でいろいろな人たちが、手を差し伸べることができる。子ども自身にも、それから親の話を聞くという活動もできるし、何とかできるのですが、やはり学校に来なくなってしまう子に、どのように手を差し伸べていくかというのは、今、学校としては悩みが多いところです。

学校に来ない家庭の親御さんに働きかけることで、お話をしてくださる方、もう関わらないでくれと、拒絶されてしまう御家庭があり、やはりその個々に対応していくことはすごく大事なことと思います。そういう方はやはり、地域を一生懸命盛り上げて、なかなか、出てきてくれない、という問題もあります。だから、個々に対応すること、地域で対応すること、そして、拒絶された方にどういうふうに関わっていけばよいのかは、いろいろ別の切り口で考えていかなければいけないと思いました。以上です。

#### ○宮坂委員

中学校側の立場でお話しさせてください。私どももいろいろな課題がありまして、その中で、一人一人の生徒、子どもたちの力を伸ばして、将来に向けて力をつけていくために保護者の皆様との信頼関係がまず必須だと思っています。生徒の課題がある中で、基本的には保護者、家庭の中の様々なことを我々がしっかり聞いて、理解する、それが、大前提だと思っています。そのようなかたちで、しっかり保護者、家庭の状況を理解して進めていきたいと思っております。

ただ、その中で難しいのが、家庭の中で様々な課題を抱えている子どもたちが、増えてきていることです。

外部の方々をつながらせていただくのですけれども、例えば子育て支援センターや児童相談所など本当に忙しく、連携はするのですが抱えきれない難しい現実もあるということ、実は実感しているところです。その辺りの人材確保というところは、すごく大事なのかなということ、日々感じています。

先ほど保護者同士の交流の場について説明があったと思うのですが、中学になると保護者同士の交流も非常に減っていく中で、例えば不登校の保護者は、とても孤立感が高いです。で

も、例えば、県教委の行っている不登校の方の御家庭のための進路相談会があって、昨年それに参加された保護者が、同じような思いを抱えた保護者がいるのだということで、涙を流しながら喜ばれて、学校に戻ってきました。そこから子どもへのかかわり方が変わったのではないかと思います。

ですから、相談事業は本当に大事なと思う中、やはり、知らない保護者もすごく多いので、どう周知していくか。学校も周知しなければいけないのですが、周知しきれないこともあるのではと思います。そのような様々な事業をどう周知していくかも一つの課題ではと思っております。以上です。

#### ○上村委員

愛川町教育委員会の上村と申します。よろしくお願ひいたします。家庭教育支援について、やはり考える中では、一つは、福祉的問題を抱える方へのケア、ここでは家庭教育、社会教育的な側面で、考えさせていただいたところで、前回、14期の課題などを拝見させていただき、やはり各家庭での状況が多様化している、課題が複雑化している中で対応していかなければいけないのは、行政にとっても大きな課題であるかと思ひます。

先ほどおっしゃられた学校でも、なかなか広報できないことであつたり、授業を一緒に受けるのが難しいなど、特別にケアするお子さんが増えているという状況があると思ひております。

そういったような形であっても、家庭教育を進めていく上で、先ほど青木委員がおっしゃられた地域で子育てをというところに着目をしまして、コミュニティスクールを行つています。地域学校活動推進事業、こちらの方も推進員さんを中心に、地域の方とより結びつきを強く、地域の人材をどんどん活用して、そういったコミュニケーションを拡大しながら、家庭教育を地域で見守る、そういう体制を整えていけたらと思ひております。また市町村間の体制等もありまして、市でできる施策が、町村でできるかといふとなかなか難しいといふこともありまして、そういうことも含めまして、いい情報をいただきながら話していけたらと思ひます。

#### ○鈴木会長

はい、ありがとうございます。新しく加わつていただきました委員の方々に、御自身の関心、御自身の所属団体の関心、それとの関係で少しお話を伺いました。

#### ○小池副会長

今日でまとめるのは難しいので、「答申の方向性（案）」の「3（1）目的」に「保護者が必要な情報入手しやすくする」とありますが、これだけ親が忙しく、共働きの家庭が増えて、「1『家庭教育』を取り巻く課題」の資料を読むと、通勤にかなり時間をとられ、家に帰つてほっとするまもなくまた仕事にでていくという親御さんの姿が、彷彿とさせられます。

私もこの1年間オンラインをやつていて、自分の生活が本当に変わりました。YouTubeは見たことがなかったけれど、自分がそこに授業をアップロードするよう言われて、YouTubeとはどんなものかと思ひてみたら、とても面白いサイトがいろいろあるということに気がつきました。

神奈川県議会の広報は、あまり読みません。市議会は報告等も、活字はぎつしり新聞に書かれていて、いろいろな大切な情報が載つていると思ひのですが、活字を最後まで追うという文化が、今の若い親御さんたちにはもうないのではないかと、私は実感しています。学生を見つてもそうです。

活字がぎつしりつまった資料を渡す授業は、評価が低いです。一方で動画等を見せて、視覚的な情報や音声、そういったものをコンパクトに面白くまとめている情報は、飽きずに学生も聞いている。こういう時代なのだといふことを改めて思ひ知らされました。

発信ツールも工夫する。通勤の途中で見ることで、面白くて、ちょっと癒される、そう

いう参加型の情報発信は皆さん好きですよ、特に若い人たちは。そういうものを情報倫理に抵触しないような形で管理できるのか。これは行政の仕事だと思うのですが、そういう親御さんたちの声や、子育ての喜びというのを、活字ではない SNS を通じて発信させる。一方で、そこに家庭教育支援という形で、お知らせを情報として同じところに、チャンネルみたいな形で集積できる。このようなものであれば通勤途中の若い人で、活字を敬遠する人も面白ければ見るのではないかと思います。

この一年で情報革命の中で、これだけ SNS や YouTube、ネットフリックス、いろいろなサイトを見た一年はないと思います。新たなツールを作ることを向けて、もう一步進めていただきたい、県の施策として柔軟な情報発信をできないかということ、今回考えさせられた次第です。以上です。

#### ○木下委員

14 期から引き続いて委員として参加させていただいております。神奈川県公民館連絡協議会の木下でございます。14 期審議会でも申し上げましたように、まず、私はこの家庭教育支援は、地域、それぞれの地域によって、いろいろなやり方が違ってくるのではないかと思います。ですから基本としては地域ごとに、家庭教育支援事業という形で持っていくということではないかという感じがいたします。

その拠点場所としましては、市町村において、いろいろ公民館並びに生涯学習センター等ございますけど、そういった公民館が一つの拠点であると考えます。そこにどんな実行メンバーを、どのような形で持っていくかということについてですが、実行メンバーとしては地域、学校、同時に、行政となるかと思えます。また各地域にはそれぞれ団体があると思うので、その代表者並びに民生児童委員ならびに民生委員の方々。そして学校の代表の先生、並びに学校関係で地域の P T A の役員の方々、このような構成になると思えます。そして一番基本的なことは、事業を行った場合には、この 1 年 2 年だけのことでなく、それをずっと継続することが必要ではないかと思っております。以上でございます。

#### ○大橋委員

神奈川県経営者協会から参りました大橋と申します。経営者協会は、いわゆる企業経営の課題と、地域社会への貢献を謳っておりますので、そういった視点と、あと今、私は普段は企業で人事労務を中心に担当しておりますが、いわゆる共働き世代、女性が働くということが、当たり前のことになってきております。これは従前からそうなのですけれども、さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、会社、企業が女性の活躍する指標、目標を定めなければならないというようなこともあり、女性が働くということが当たり前になっていると思えます。

そのような中で、当然男女共同参画というような意味合いで、男性も、育児、あるいは家庭教育に対して、積極的に参加しなければならないのですけれども、現実には学校の保護者会等、そういったものはどうしても女性に負担が行くのが現実であるのではないかと感じております。企業の中で働いている女性から聞くと、そのような負担が大きいという声はまだあります。そのようなところから、男性の家庭教育あるいは育児への参加というものを、お願いしていかねばならないのではと思っております。

そして育児休業での取得、これは圧倒的に女性が多いです。男性も当然育児休業を取得できるのですけれども、男性の育児休業の取得率は 1 % を満たないと言われておりました。女性が毎年休業を取得していますが、育児休業中何が心配かということ、もちろん育児に専念していただきますが、情報が足りない、情報が来ないというのを不安に思っていると聞いています。そのような

中、会社からも当然情報発信をするのですが、行政、あるいは地域社会からの子育てに関する情報等の充実を図っていくと、育児休業中の女性が安心するのではないかと考えております。

また、女性活躍と同時に、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」が改正、この4月から施行されました。中小企業も70歳までの就業機会の確保を、いわゆる70歳雇用の努力義務化ということです。従前ですと65歳までの雇用義務があったわけで、65歳以降、働くシニアの方もたくさんいらっしゃいますが、地域人材として、地域のボランティアを担っていただく人材だと思っています。これが70歳まで雇用となると人材が干上がってきます。

実際、企業、特に中小企業にとっては、70歳まで就業を確保することは、厳しいところですが、これは法律です。当然、年金受給開始年齢の関係もあるのですが、70歳の就業機会ということで、シニアの方も働き続けるということが当たり前の世の中になってくる状況の中で、地域社会とのつながり、シニアの方の地域社会への貢献など、人材が手薄になることが、懸念されております。そういったところが課題ではないかと考えております。以上です。

#### ○鈴木委員

こんにちは、鈴木と申します。今期は日本女子大学に籍を置いて活動しているところです。前回からの引き続きで委員に就いていますが、実は、前期のこの審議会に出ている、なかなか家庭教育支援と子育て支援について、行政の中でも、いろいろ隔てるもの等があり、家庭教育支援をどのように位置付けて、どこを対象に何をしたらよいのか、難しいと思うところが多くありました。今回、まとめの資料を拝見して、それらがクリアになってスッキリしました。どこが課題なのか、とてもよくわかり、ありがたいと思っています。

いくつか気になったことがございます。課題1と2という大きな柱が出されており、家庭教育支援の対象が義務教育の子どもをもつ親御さんということで、ターゲットがはっきりしていますが、現状、こうした方々は共働き家庭が多い。

地域のステークホルダーのような形で、学童保育や児童クラブ、企業が運営している学童クラブなど、親御さんが働いている間に、子どもを預かる事業者がたくさんいます。私も子育てをしていたとき、横浜市の「はまっ子ふれあいスクール」や地域の学童クラブなどを利用していました。義務教育の子どもをもつ親御さんの支援にも、いろいろな形でいろいろな方々が関わっています。働く親御さんの家庭教育支援に関わっていくには、時間、発信の仕方、参加のしやすさなどが課題になっていくと思います。

また、地域の方々が支え合っていける地域はよいのですが、地域のつながりが希薄でうまくいっていない、どこに相談すればよいかわからないというところがあります。中学生になると、地域の公立学校ではなく、私立学校に通う家庭もあると思います。そうした時に、地域に相談を持ちかけられるのかということも出てきます。

全体としては、福祉の領域、教育の領域、働く親御さんのことを考えると労働政策、情報発信となるとまた違った部分の関係してきます。そういう意味では、行政のいろいろな部門を緩く繋いでいく、部局横断的なネットワークみたいなものができ、可能であればそこに人を配置して調整をしていただけると、機能しやすくなるのではないのかという印象を持ちました。以上です。

#### ○山田委員

こんにちは、お久しぶりに参加させていただきました。昨年のコロナ禍が始まって、生活がいろいろ変わりました。孫が昨年生まれたのですが、コロナの関係で、生まれてからやっと1ヶ月目で、ほんの数時間1回会うという状況でした。先日は5月の節句が済んで、やっと嫁はマタニティスクールにも参加できていなかったのですが、地域の皆さんの支援で情報を聞きながら、子育て支援の方に顔を出したり、ベビースクールに通ったりしています。子育てに関して、

不安でどうしようかというところを、地域の皆様からいろいろな情報が来て、そういう形の時間をとらせていただいています。私も、幾ら経験があっても何十年も経ったら、今の子育て全然違うのだということを、改めて、今の子どもの育て方とはこういうことかと、勉強させられている部分もありました。

また私は海老名市の社会教育委員会から委嘱され、県の社会教育連絡協議会の理事をさせていただいております。家庭、学校、地域連携を取って、子どもたちを見守りましょうと進めています。学校に通う子どもたちが、今日も見てきましたが、コロナ禍でマスクをきちっとして通ってらっしゃる。これは学校側での教育もあると思うのですが、周りの交通指導されている方たちが見守ってくださったり、いろいろな方たちの目があって、マナーなども、身につけているのではないかと感じております。

いろいろな形の子育てなど、学校に関する、生徒さんたちに関することは一つのところに、投げかけるだけではなく、学校、家庭、地域が連携を持ちながら見守っていくというのが、一番の支えだと思います。コロナ禍で様々なところが本当に手薄になってきましたが、年齢関係なく、大人の方たちが見守っていく、親御さんたちに声をかけていく、ということが一番大事なことでないかと思えます。以上です。ありがとうございます。

#### ○小野委員

先ほど青木委員がおっしゃった、地域の機運を育てるということと、それからリーダーを育てるということについて、とても感銘しました。家庭教育のスタート地点は、やはりここではないかという気がしました。それを発信、知らしめるためには、最初のとっかかりというのは、やはり発信だと思えました。小池委員がおっしゃったように、発信ツールを広げて、いろいろなYouTubeなどを使いまして、インフルエンサーになるぐらいの気持ちでやっていただければいいのかと思えます。

その時に、鈴木委員のおっしゃった、福祉と教育の境目がわからない、ということ。確かにサービスを受ける側の、お母さんやお父さんたちはきっとわからないと思えます。ですからSNSに関しては、福祉も教育も一緒に、子どもに関する情報などのサービスで、やってもいいのではないか、そういう気がしました。

それともう一つ、地域のステークホルダーの巻き込みということがすごく大事だと思います。学校はもちろん、病院や商店や企業など、そういうところの情報がたくさんありますし、人も来ますし、大学生なんかも活躍できると思えます。ですから、そういう人を巻き込めるような情報発信がいいのではないかと思えました。

#### ○大田委員

はい。大田でございます。皆様からいろいろな意見を伺って、今回の資料を見せていただきまして、この方向でよいのではないかと思えました。

個人的な意見といたしましては、やはり家庭教育につきまして、義務教育終了までは、法律がありますから、みんなしっかり政策を立てて、その政策の中で行政が動きながら、地域社会に落としてくるのが一番理想だと思います。

その中で、特に小学生、児童に関しましては、いろいろな家庭環境もあると思えます。我々が育ってきた家庭という定義と、今の若い世代の家庭の定義というのが、かなり変わってきていると思えます。だから、そういう部分では、新しい家庭のあり方をもう1回、見直していかないと、つじつまがあわなくなっていくのではないかと思えます。

宮坂委員からもお話のあった不登校の方の御家庭のための進路相談会について、4回か5回ぐ

らい、県内のいろいろな会場で開催しています。ところが、開催について周知しているとは思いますが、知らない親御さんもまだいらっしゃるという状況。そういうところから潰していくことが大事だと思います。

それから、それぞれの地域社会において、いろいろな活動があると思います。私も渋谷区で関わっており、いろいろな団体があることを承知していますが、団体間の横のつながりがない。各団体の活動だけで終わっています。横のつながりも含め、いろいろなところで情報交換をしながら成長していくことが必要です。

また、企業を巻き込む。我々、一個人ではできないことは、企業さんをお願いしながら、ちょっと場所を借りる、物質的に御提供いただくなど、そういうことを考えながら動いているのですが、企業理念や、安全性の問題等があり、難しい場合もあるので、そのようなことを解いていかなければならないと思います。

生涯学習という視点で、これからの子どもたちを、見て、成長させていくということ、成長をお手伝いしていくことは、とても大事なところで、鈴木会長をトップに、今これだけこの内容を検討できているというのは、なかなかないのではないかと思います。答申の方向性案は、非常によいと考えております。以上でございます。

#### ○小池副会長

先ほど皆様からの意見を聞いていて、福祉と教育の境目が、家庭教育あるいは子育て支援という言葉の中で、親御さんたちには区別がついていない。ただ、私たちが、今回答申の中でやらなくてはいけないのは、サービスを変えていくだけではなく、親も成長していく、家庭教育支援の施策のあり方をいかにするべきなのかということ、県の視点から取り組んでいただきたいことをまとめていくのが、大切なのだということ整理させていただきました。

今回の家庭教育支援策についての答申は、義務教育段階である小学校、中学校の児童・生徒をもつ親御さんを対象とすることについて、今回の資料から明確にさせていただいてよかったと思います。地域のリーダーを作ることが可能な地域と、地域の住民間の交流が少なく、どちらかという個人主義的な人たちも多く、共働きで時間を捻出することが難しい方が多い地域。地域によって違いがある中で、ある地域の先進事例や、このような方法がありますよと示して、青木委員がおっしゃってくださったような、調査視察の報告も交えながら、みんなが考えていけるようなモデルケースを示せばよいのではないかと考えました。以上です。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。私も皆さんの御意見を伺っているうちに、発言しなくなったことがあります。大学のオンライン授業は、三つのタイプがあるのだと言われます。リアルタイムでそのまま流す、テレビのような形式そして、オンデマンド、動画を公開して学生が自由な時に見る。もう一つは自己学習型、「これをやりなさい」、「この本の第何章を読んでレポートを書きなさい」、それで済む。私はその自己学習型のオンライン授業をやりました、ずっと。途中で怒られまして、それは違うと言われているのですが。

でも、大学生の学びと社会人の学び・大人の学びとは話が違います。大学生の学びの場合、YouTubeで、面白いものや楽しいものだけをやっていたら、それはよくないでしょう。本を買ってしっかり読む、それが本来あるべき姿です。大学であれば、そのようにすべきだと私は思い、それをずっと実践しています。今も、青山学院大学相模原キャンパスは神奈川県だから対面授業でということになっていますが、いつどうなるかわからないので、対策を考えて、資料を学生に配ることをかなりやっています。

小池副会長の言うことも、一理あると思います。必要な情報が届いていない親に、必要な情報

を届けるためにどうすればいいかについては、やはり様々なツールを考えなくてはいけない。それもそうだと思います。ただ、大学の授業のやり方とは話が違う、それを言っておきたかったのです。それをオンラインでできるものだと考えてしまうのは、やはり私は違うと思います。

社会教育の領域について、オンラインでの実施をするようにと言われていますが、それは自殺行為だと思っています。社会教育というのは、対面で行うべきものだと思います。例えば大相撲は、取組です。大相撲で紙相撲はやらないです。大相撲で取組の相撲をやらなかったら、大相撲にならないわけです。プロレスだって同じです。対面でできなければ、全部やめてしまうかどうか検討するくらいしかない、極端なことを言えばそのようなことだろうと思います。

去年の8月ぐらいですが、（電車内で）隣に私より年上であろうおばあさんがいて、ペットボトルを出して中の水を飲もうとしていた。そうしたらペットボトルキャップが開かない。それを私が見るに見かねて、パッと受け取って、蓋を開けました。そこで、余計なことをしたかもしれないと、ふと気が付きました。私が新型コロナウイルス感染症に感染していた場合、この行為によって、人を感染させたかもしれない。その反対のケースもあるかもしれない。そのような社会になっているのだと感じました。

今の感染の状況を改善して、もとの状況に戻すことを、まずはじめに考えるべきだろうと思います。その上で、社会教育や生涯学習等も存在するのだということなのです。それをやらないで、社会教育は、オンラインでもできるということ自体がおかしい、自殺行為だと思っています。対面で作るのが教育である、対面で作るのが授業です。本来、あるべき姿を考えるということが、まず重要だと思います。その考え方を捨ててしまわず、今どう対応するかということと、2段階に考えていかないと、本質を見落としてしまう可能性があるから、少し気をつけなければいけません、と私は思っています。ということをつけ加えさせていただいて、まとめて代えさせていただきます。

### （3）「家庭教育支援条例」について

#### ○事務局（進行）

会長、どうもありがとうございました。それでは、事務局の方から家庭教育支援条例につきまして、情報提供をさせていただきます。

#### ○事務局

最初に、今回、情報提供する背景や理由を説明いたします。

家庭教育支援については、平成18年、教育基本法改正で新たに規定されたところです。その後、平成29年「家庭教育法案」が国会に提出されるとの見込みとの報道がありました。しかし、結局は見送られ、その後、これまで法案は提出されていない状況です。また、地方自治体においては、平成25年制定の熊本県をはじめとして、9県6市で家庭教育支援条例が制定されております。このような全国の状況から、本県においても、家庭教育支援条例の必要性について整理したいと考え、第14期の第5回審議会で、条例制定に係る考え方について、審議会に御意見を伺う予定だと説明させていただきました。かなり間が空いてしまったこと、また、新しく委員もいらっしゃることから、今回改めて御説明させていただき、次回の審議会で、皆さんから御意見をいただきたいと考えております。

それでは資料説明にはいります。資料6-1を御覧ください。生涯学習課で取りまとめた資料です。全国の条例の制定状況をまとめたもので、9県6市で制定しております。条例の内容は、少しずつ違いがあるものの、いずれも熊本県の条例に、非常に似通っており「くまもと家庭教育支援条例」これがひな形になって、各自治体で制定していると思われま。そこで、資料6-2として「くまもと家庭教育支援条例」及びその逐条解説について、資料を配布しております。



また、資料6-3として、9県の条例の条文構成比較について、資料を配布しました。資料6-4は、県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」と、関係法令の「子ども・子育て支援法」「教育基本法」の関係部分を抜粋した資料です。各県の家庭教育支援条例を見ると、「家庭の教育力の低下」を指摘する記述が8県の条例にあり、「家庭（保護者）が家庭教育に対する責任を自覚することが必要である」という趣旨の記述が9県の条例にみられます。家庭教育支援条例は、そうした考え方を背景に、いずれの条例でも、保護者の役割を規定しているのが一つの特徴です。

資料6-3を御覧ください。これは神奈川県で取りまとめた資料です。表の一番上の行に、各県の県名が書いてあります。一番左の熊本県を御覧ください。第6条のとして「保護者の役割」について規定があります。他県について見ていただきますと、鹿児島から福井県まで、いずれも同様に規定されているところです。続きまして、第6条の一行下の欄「祖父母の役割」について、一部の自治体では、踏み込んで規定している状況です。また、すべての条例で共通の項目は、熊本県では第7条の「学校の役割」、第8条の「地域の役割」、第16条の「家庭、学校地域住民の連携」。これらの項目についてはいずれの条例でも規定されているところです。

次に、神奈川県の現状について御説明いたします。本県では、家庭教育支援条例は制定しておりませんが、県の総合的な教育の指針である「かながわ教育ビジョン」において、家庭教育支援を重点的な取り組みとして位置付けており、地域、学校等、社会全体で支えるような、子育て家庭教育を支援する取り組みを進めております。「かながわ教育ビジョン」は資料3-1に記載がありますので、後程御覧ください。資料の説明は以上となります。

このような状況下で、神奈川県は令和元年9月議会で、家庭教育支援条例の制定等に関して質問があったところです。

そのため条例の必要性を検討しているところです。事務局の考える主な論点としましては、条例を制定し、保護者の役割を明記することは、保護者の自覚を促すといった意味で有効だという考え方があります。一方、これは、教育基本法の「保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」との規定と重複するという考え方もあるかと思えます。教育基本法は資料6-4にございますので、後程御覧ください。

また、条例が制定されることで、積極的な取り組みが担保されるという考え方もあります。これとは逆に、理念的な条例の制定よりも「かながわ教育ビジョン」のような教育に関する計画等へ位置づけることが、具体的な施策につなげやすい、そのような考えもあろうかと思えます。

その他にも、論点が考えられるかもしれません。それらも含めて、様々な視点から、家庭教育支援条例について、次回の審議会で御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○鈴木会長

何か御意見、御質問ありますでしょうか。次回までに、予習のために資料を渡されたとお考えいただければよいかと思えます。これで事務局に進行をお返ししたいと思います。

#### 4 その他

##### ○事務局（進行）

改めまして、鈴木会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様も貴重な御意見、たくさん賜りましてありがとうございます。それでは、次第の「4 その他」として、県社会教育委員連絡協議会について、事務局より、御提案をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

委員の皆様にご理解をいただきたいことがございます。資料7「神奈川県社会教育委員連絡協議会会則」を御覧ください。これは、県と市町村の社会教育委員で構成される「神奈川県社会教育委員連絡協議会」の会則でございます。

付則の欄の最後のページ、「平成20年6月6日」の部分を御覧ください。これは、県の社会教育委員の会議が、平成20年6月に休会になった際に改正されたもので、それ以降、県においては、生涯学習審議会委員がその構成員となり、神奈川県社会教育委員連絡協議会に2名を県の理事として推薦してまいりました。現在、県では社会教育委員は廃止されておりますが、引き続き、生涯学習審議会が社会教育委員の役割を担うという整理のもと、今期も2名を理事として推薦することを御了承いただきたいと思っております。

#### ○事務局（進行）

ただいまの説明につきまして、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは御説明させていただきましたとおり、生涯学習審議会委員の中から、社会教育委員連絡協議会の構成メンバーとして、理事2名を推薦するというところでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

#### ○事務局

ありがとうございます。それでは、事務局提案といたしまして、2名の理事につきましては、生涯学習・社会教育の分野で造詣の深い鈴木眞理委員と、小池茂子委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

#### ○事務局

ありがとうございます。なお、皆様も県社会教育委員連絡協議会の構成員となります。今後、協議会が行う事業の案内等が届くこととなりますので、可能な範囲で御参加いただければと思います。御承知おきください。よろしく御承知いたします。ありがとうございました。

#### ○事務局（進行）

それでは続きまして、今後の審議会の予定につきまして、事務局から御説明申し上げます。

#### ○事務局

資料8を御覧ください。今後の第15期生涯学習審議会の運営について御説明をさせていただきます。次回審議会につきましては令和3年8月から9月頃の開催を予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって、開催方法時期等について変更する可能性もございますので、御了承ください。「4 審議スケジュール予定」を御覧ください。次回、皆様からいただいた意見を反映させて、骨子案の構成、方向性について具体的な章立てやページ数等を想定した答申骨子案を作成し、提出しますので、それについて御了承いただきたいと思っております。また、家庭教育支援条例についても、御意見をいただきたいと思っております。その次に、御了承いただいた方向性のもとに、実際に皆様に原稿を執筆いただいて作成した素案について、御意見を交わさせていただきます。それをもとに最終案を作成し、皆様に最終的な確認をしていただき完成いたします。令和4年1月完成を想定しております。

今回は、今回審議した内容を反映した、答申骨子案を御確認いただくこと、また、家庭教育支援条例について御意見をいただく予定です。日程が決まり次第、開催通知等送らせていただきますので、よろしく御承知いたします。以上です。

#### ○事務局（進行）

御質問がありましたらお願いいたします。

それでは本日予定していた議題はこれで終了となります。その他、皆様から連絡事項、報告事項等ございますでしょうか。それでは、これをもちまして、第15期第1回生涯学習審議会を、閉会させていただきます。